

## 神戸市都市景観条例施行規則の全部改正（案）の概要

神戸市ではこれまで、景観法と神戸市都市景観条例（以下、「条例」といいます。）のそれぞれの規定に基づき地域や地区を指定し、景観に関する届出制度を運用してきましたが、わかりやすい制度とするため、景観法に基づく届出制度に一本化することとしました。

これに併せて、景観上重要な建造物等の指定等に関する規定等についても必要な見直しを行い、神戸市景観計画の変更と条例の全部改正を行います。

この改正に伴い、条例の施行規則についても全部改正を行います。

### 届出書等の様式の廃止（全体共通）

これまで、条例の規定により必要となる届出や通知などについては、規則で規定した様式によることを基本<sup>※</sup>としていました。しかし、電子申請などの手続きのスマート化を推進する観点からも、様式を定める必要性は薄れていることから、様式は廃止し、記載すべき事項のみを定めることとします。

※H24年の改正時に新たに規定した「景観デザイン協議」に関する届出等については、様式を定めず、記載事項のみを規定しています。

## 第1章 総則

### （1）趣旨

今回の改正では、景観法の施行に関し必要な条文を追加することから、第1条の規定も修正します。

改正案	現行
この規則は、別に定めるものを除くほか、 <u>景観法（平成16年法律110号。以下「法」という。）及び神戸市都市景観条例（令和 年 月条例第 号。以下「条例」という。）</u> の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	この規則は、別に定めるものを除くほか、神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （2）定義

#### ①建築物以外の工作物

景観法に基づく届出の対象となる工作物については、「届出を要しない行為」又は「届出を要する行為」として条例に規定します。そのため、不要となった規則での定義は削除します。

#### ②用語の例

規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によることを規定します。

## 第2章 行為の届出等

### 第1節 景観法に基づく行為の届出等

#### (1) 手続きに必要な規定の追加

届出に添付する図書や、変更の届出について規定します。景観法に基づく届出制度に一本化されても、基本的に届出事項や添付図書に変更はありません。

改正案		現行
第2章 行為の届出等		第2章 都市景観形成地域等 第4章 景観形成指定建築物等
第1節 景観法に基づく行為の届出等		第4条 行為の届出等 第1項～ 届出様式 第3項 届出に 第13条の3 添付する 第1項～ 図書 第3項
※景観法第16条第1項の規定による届出については、景観法施行規則で届出事項等が規定されている		
§ 届出に添付する図書	・条例で規則で定めることとした図書を規定（外構図、完成予想図など）	
§ 変更の届出	・景観法第16条第2項の規定による届出は、届出書により行うこと、届出書に記載する事項、添付図書を規定	

※表中の「§」は改正後の条を示します。ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

#### (2) 条例に基づく行為の届出等に関する規定の廃止

景観法に基づく景観計画区域における届出制度に一本化することに伴い、不要となった規定は廃止します。

廃止する条文（現行）	廃止後の扱い
第2章 都市景観形成地域等	
第3条 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める行為 [土地の区画形質の変更及び樹木の伐採で、届出対象とする行為]	・景観計画区域の重点地域・地区における「届出を要しない行為」又は「届出を要する行為」として、条例で規定
第4条の2 条例第12条第1項第1号及び第26条に規定する色彩の変更 [色彩の変更で、届出対象とする行為]	
第4条の3 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める広告物の表示等 [屋外広告物の表示等で届出対象とする行為]	・屋外広告物に関する景観形成基準等の対象となる規模として景観計画で規定
第5条 条例第12条第2項に規定する規則で定める行為 [軽易な行為等、届出を要しない行為]	・景観法第16条第7項に定められていないもので必要なものについては、「届出を要しない行為」として条例で規定
第5章 景観形成指定建築物等	
第13条の2 景観形成指定建築物等 [届出が必要となる大規模な行為]	・建築物・工作物：景観計画区域全域における「届出を要しない行為」として条例で規定 ・屋外広告物：景観計画区域全域における景観形成基準等の対象となる規模として景観計画で規定
第2章 都市景観形成地域等	・景観法では行為の完了等については規定されておらず、条例でも規定しないため、通知は不要とする
第4条第4項 行為の完了等の通知	
第5章 景観形成指定建築物等	
第13条の3第4項 行為の完了等の通知	

## 第2節 景観デザイン協議

### (1) 体系の整理

景観デザイン協議に関する条文については、これまで、第7章の2として規定していましたが、行為の届出の前段階に要請していることから、「行為の届出等」と同じ第2章の第2節として規定します。

また、条例と同様、計画段階と設計段階とで分けて規定している条文等を整理し、わかりやすくします。

(規定の趣旨、内容を変更するものではありません。)

改正案	現行
第2章 行為の届出等	第7章の2 景観デザイン協議等
第2節 景観デザイン協議	
§ 設計段階の定義	第16条の11 設計段階における景観デザイン協議を行う時期
§ 景観デザイン協議の申出	第16条の8 計画段階(設計段階)景観デザイン協議 第16条の12 申出書の提出
§ 景観デザイン協議申出書に添付する図書	第16条の9 計画段階(設計段階)景観デザイン協議 第16条の13 申出書に添付する図書
§ 景観デザイン協議の申出があつた旨の公告	第16条の14 設計段階における景観デザイン協議の申出があつた旨の公告
§ 市民等に対して説明を行わなければならない景観影響建築行為	第16条の15 住民説明会を開催しなければならない景観影響建築行為
§ 景観影響建築行為についての説明の時期	第16条の16 住民説明会の開催
§ 市民等に対する説明の方法	第16条の18 景観形成市民団体への説明
§ 説明結果の報告	第16条の17 住民説明会結果提出書の作成及び提出 第16条の19 景観形成市民団体への説明結果提出書の作成及び提出
§ 景観デザイン評価に関する通知等	第16条の10 計画段階(設計段階)景観デザイン評価 第16条の20 に関する回答書等
§ 成立した協議の内容の変更に係る報告	第16条の21 成立した協議の内容の変更に係る協議の申出
§ 景観デザイン協議に係る行為の着手制限の対象とならない行為	第16条の22 景観デザイン協議に係る行為の着手制限の対象とならない行為

※表中の「§」は改正後の条を示します。ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

### (2) 規定の変更

下記のとおり、規定の一部を変更します。

項目	改正案	現行
設計段階の定義	景観影響建築行為(根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事に関する行為を除く)に着手しようとする日の90日前(又は180日前)	景観影響建築行為に係る工事に着手しようとする日の90日前(又は180日前)
市民等に対する説明の方法	説明会の開催により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その他の方法によることができる。	説明会を開催しなければならない。
説明会の開催の周知方法	市長が適当と認める方法(状況により、図書の配布又は回覧以外の方法でも可能となる)	図書の配布又は回覧

### 第3章 景観重要建造物等

#### 第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木

景観法に基づく「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定制度を運用するにあたり、必要な手続き等の条文を条例に追加することに伴い、規則にも必要な条文を追加します。

改正案（追加する条文）	概要
第3章 景観重要建造物等	
第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木	
§ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の同意	・同意は同意書により得ること、同意書に記載する事項を規定
§ 標識の設置	・公衆の見やすい場所に設置する旨を規定（景観法第21条第2項及び景観法第30条第2項による規定）
§ 現状変更の許可	・現状変更の許可申請があった際は、申請者へ許可又は不許可の通知を行うことと、その通知事項を規定
§ 現状変更行為の完了等の届出	・届出は届出書により行うこと、届出書に記載する事項を規定
§ 指定の解除の通知	・通知は通知書により行うこと、通知書に記載する事項を規定
§ 所有者の変更の届出	・届出は届出書により行うこと、届出書に記載する事項、添付図書を規定

※表中の「§」は改正後の条を示します。ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

## 第2節 神戸市指定景観資源

### (1) 名称の変更、様式の廃止等

これまでの「景観形成重要建築物等」の名称を変更し、「神戸市指定景観資源」とすることに伴う変更のほかは、基本的に現行の「景観重要建築物等」の指定制度の規定を踏襲します。

改正案	現行	変更点等
第3章 景観重要建築物等	第5章 景観形成重要建築物等	・名称の変更
第2節 神戸市指定景観資源		
§ 指定等の同意	第13条の5 指定等の同意	・同意書の様式の規定を取り止め、同意書に記載する事項を規定
§ 指定の通知	第13条の6 指定の通知	・通知書の様式の規定を取り止め、通知書に記載する事項を規定
§ 現状変更の届出	第13条の8 現状変更等の届出	・条例と同様、現状変更に関する規定と所有者の変更に 関する規定を分割
§ 所有者の変更の届出		・届出書の様式の規定を取り 止め、届出書に記載する事 項を規定
§ 条例第32条第4項第1号に規定する規則で定める行為	第13条の9 条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行為  [現状変更の届出が不要な行為]	
§ 指定の解除	第13条の7 指定の解除	・通知を行うことは、条例で 規定 ・通知書の様式の規定を取り 止め、通知書に記載する事 項を規定

※表中の「§」は改正後の条を示します。ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

### (2) 規定の廃止

条例で定めることとした条文など、一部を廃止します。

廃止する条文（現行）	廃止後の扱い
第5章 景観形成重要建築物等	
第13条の4 条例第28条の3第1項に規定する規則で定めるもの  [建築物等以外で指定の対象とするもの]	・条例で規定 → 限定列举せず、「その他市長が認めるもの」とする
第13条の6の2 条例第28条の3第4項に規定する規則で定める理由  [指定の解除の理由]	・条例で規定

### 第3節 保存活用計画の策定等

#### (1) 規定の整理、様式の廃止等

建築基準法第3条第1項第3号の指定を受ける必要がある場合に保存活用計画を策定することができる対象に、景観法に基づく「景観重要建造物」も加えるよう条例を改正することに伴い、条例と同様、節を分けて規定します。内容は、基本的に現行の規定を踏襲します。

改正案	現行	変更点等
第3章 景観重要建造物等	第5章 景観形成重要建築物等	
第3節 保存活用計画の策定等		
§ 条例第37条第1項の規定による申出	第13条の10 条例第28条の6第1項の規定による申出 [保存活用計画策定の申出]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出書の様式の規定を取り止め、申出書に記載する事項を規定</li> <li>・ 添付図書をわかりやすく整理</li> </ul>
§ 条例第37条第3項第4号に規定する規則に定める事項	第13条の11 条例第28条の6第3項第4号に規定する規則に定める事項 [保存活用計画に定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「景観形成重要建築物等」→「対象建築物」に変更</li> </ul>
現状変更等の許可の申請	第13条の13 現状変更等の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完了の届出が必要なことは条例で条を分けて規定することに伴い、規則の規定も分割</li> </ul>
現状変更等の完了等の届出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書の様式の規定を取り止め、申請書に記載する事項を規定</li> <li>・ 添付図書をわかりやすく整理</li> </ul>
現状変更等の許可の決定	第13条の14 許可の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知書の様式の規定を取り止め、通知書に記載する事項を規定</li> </ul>
条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める行為	第13条の15 条例第28条の8第2項において準用する条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行為 [現状変更の許可が不要な行為]	

※表中の「§」は改正後の条を示します。ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

#### (2) 規定の廃止

不要となった条文を廃止します。

廃止する条文（現行）	廃止の理由
第5章 景観形成重要建築物等	
第13条の12 申出に対する回答の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に定形とするような通知書への記載事項もないことから、規定自体を廃止</li> </ul>

## 第4章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定

### (1) 規定の整理、様式の廃止等

これまで、景観形成市民団体と景観形成市民協定に関しては、章を分けて規定していましたが、条例の構成に合わせ、同じ章で節を分けて規定します。内容は、基本的に現行の規定を踏襲します。

改正案	現行	変更点等
第4章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定	第6章 景観形成市民団体	
第1節 景観形成市民団体		
§ 認定の申請	第14条 認定の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の様式の規定を取り止め、申請書に記載する事項を規定</li> <li>添付図書の追加 → 団体の構成の範囲を示す書面、役員等の名簿</li> </ul>
§ 認定の決定	第15条 認定の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項の規定は削除</li> <li>通知書の様式の規定を取り止め、通知書に記載する事項を規定</li> </ul>
§ 認定の取消し	第16条 認定の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知書の様式の規定を取り止め、通知書に記載する事項を規定</li> </ul>
第2節 景観形成市民団体		
§ 認定の申請	第16条 認定の申請の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の様式の規定を取り止め、申請書に記載する事項を規定</li> </ul>
§ 条例第44条第2項に規定する規則で定める要件	第16条 条例第31条の3の3 第2項に規定する規則で定める要件 [市民協定の認定要件]	
§ 認定の決定	第16条 認定の決定の4	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項の規定は削除</li> <li>通知書の様式の規定を取り止め、通知書に記載する事項を規定</li> </ul>
§ 変更の届出	第16条 変更の届出の5	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書の様式の規定を取り止め、届出書に記載する事項を規定</li> </ul>
§ 廃止の届出	第16条 廃止の届出の6	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書の様式の規定を取り止め、届出書に記載する事項を規定</li> </ul>
§ 認定の取消し	第16条 認定の取消しの7	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知書の様式の規定を取り止め、通知書に記載する事項を規定</li> </ul>

※表中の「§」は改正後の条を示します。ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

## (2) 規定の追加

条例の規定の追加に伴い、規則にも規定を追加します。

改正案（追加する条文）	概要
第4章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定	
第1節 景観形成市民団体	
§ 変更の届出	・申請事項に変更があったときに届出を行わなければならないとする規定を条例に追加することに伴い、その届出は届出書によること、届出書に記載する事項、添付図書を規定
§ 認定の取消しの申請	・景観形成市民団体自らが認定の取消しを求める規定を条例に追加することに伴い、その申請は申請書によること、申請書に記載する事項、添付図書を規定

※表中の「§」は改正後の条を示します。ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体的な数字では表示していません。

## 現行の「第3章 伝統的建造物群保存地区」を文化財条例\*施行規則へ移行

【\*文化財条例…神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例】

文化財保護法第143条第1項の規定に基づく伝統的建造物群保存地区に関する規定を文化財条例に移行することに伴い、規則の規定も移行します。

移行する条文（現行）	移行以外の変更点等
第3章 伝統的建造物群保存地区	・現行の文化財条例施行規則第5章と第6章の間に新たな章として追加
第6条 許可の申請等	・添付図書の規定を別表から箇条書きにするなどの整理
第7条 許可の決定	
第8条 完了等の通知	・文化財条例施行規則の他の規定と合わせて、「完了等（完了又は中止）」を「終了」、「通知」を「届出」に変更
第9条 条例第21条第2項に規定する規則で定める行為	・移行後の条文の番号に変更
第10条 国の機関等の協議の手続	
第11条 条例第24条に規定する規則で定める行為	・移行後の条文の番号に変更
第12条 通知の手続	
第13条 条例第12条第1項の規定による届出の特例	・改正後の都市景観条例で「届出を要しない行為」として定めるので削除

## 現行の「第8章 助成」の廃止

現行の条例施行規則では、条例に基づく助成に関し、交付申請、交付決定等の手続きについて規定されていますが、規則からは削除し、別途、要綱として規定することとします。